

魚津市告示第130号

魚津市電子入札運用基準を次のように定める。

令和5年9月11日

魚津市長 村椿 晃

魚津市電子入札運用基準

この運用基準は、電子入札システム（競争入札手続を行うための魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和3年魚津市条例第2号）第1条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により魚津市が発注する建設工事の請負契約又は建設工事関連業務、物品購入若しくは役務の提供等の業務の委託契約に係る競争入札手続について、必要な事項を定めるものとする。

1 電子入札実施の基本方針

電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）で処理することとし、本運用基準に定めがある場合を除き、原則として紙による参加申請書及び入札書の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。

2 紙入札承諾の基準

（1） 紙入札での参加を認める基準

発注者は、入札（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加届出書（別記様式）が提出されたときは、次のいずれにも該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

ア 入札参加者の商号若しくは名称、所在地又は代表者の変更があった場合であって、市に入札参加資格の変更届（以下「変更届」という。）を提出し、かつ、電子証明書（以下「ICカード」という。）の発行の申請を予定し、又は申請中のとき（電子計算機の故障、ICカードの期限切れ、破損等、入札参加者の責による場合は、紙入札を認めない。）。

イ 全体の入札手続に影響がないと認められる場合

（2） 紙入札に移行する場合の取扱い

前号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者

に対し、以後の電子入札に係る作業を行わないよう指示する。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。また、入札書の提出期限は、電子入札システムによる当該提出期限と同一とし、紙入札による入札参加者は、入札書受付締切日時までに契約担当課へ入札書を持参するものとする。なお、提出された入札書は、契約担当課が開札まで厳重に保管する。

(3) 紙入札から電子入札への変更

紙入札による入札手続を開始した入札参加者については、以後の入札手続が終了するまでの間、電子入札への変更は認めないものとする。

3 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

入札参加資格審査申請書又は入札書（以下「参加申請書等」という。）の受付は、指名通知（条件付き一般競争入札においては、入札公告）に示した日時から開始する。

(2) 指名通知日又は入札公告日以降の案件の中止及び手順

指名通知日又は入札公告日以降において、案件登録情報の日時、金額等に誤りが認められた場合には、発注者は以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

ア 誤りのあった案件に対して入札参加者が参加申請書等を提出するのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（修正例：受付開始日時午後 1 時 00 分 同締切日時午後 1 時 01 分）

イ 電子入札システムにより誤りのあった案件である旨を入札参加者に示し、中止通知書を発行する。

（中止通知書例：本案件は、登録情報に誤りがあったため中止し、後日、同一案件名称により再登録をします。）

ウ 新規の案件として改めて登録する。

エ 既に参加申請書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で、改めて登録した案件に対して参加申請書等を送信するよう連絡する。

(3) 紙入札への切替時の処理

特別の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件の入札参加者に対し、紙入札に移行した旨を確実に連絡の取れる方法で連絡する。

4 関係書類及び工事費内訳書

(1) 使用アプリケーション及びファイル形式の指定

参加申請書等に添付する関係書類及び資料（以下「関係書類」という。）又は積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存

するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しない。また、ファイル圧縮を行う場合は、ZIP形式に限ることとし、パスワード付きの形式及び自己解凍方式は使用しない。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	拡張子が「.doc」又は「.docx」での保存
Microsoft Excel	拡張子が「.xls」又は「.xlsx」での保存
その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） その他工事等の公告により特別に認めたファイル形式

(2) 持参又は郵送を認める基準

関係書類の容量が10MB（積算内訳書にあっては、5MB）を超える場合には、持参又は郵送により提出することを認める。

(3) 持参又は郵送による提出方法及び提出期限

持参又は郵送を認める場合には、関係書類又は積算内訳書の一式を持参し、又は郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、電子入札システムにより、次の内容を記載したファイルを添付し送信するものとする。

- ア 郵送する旨の表示
- イ 入札参加者名、担当者名及び連絡先電話番号
- ウ 郵送する書類の目録
- エ 郵送する書類のページ数
- オ 発送年月日

持参又は郵送の締切期限（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの当該提出書類の提出期限と同一とする。また、郵送にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、封筒の表に入札者の商号又は名称、入札案件名及び「関係書類在中」（朱書き）を記載させるものとする。

(4) コンピュータウイルス対策

発注者は、入札参加者から提出された関係書類がコンピュータウイルスに感染していることが判明した場合、直ちに作業を中止し、コンピュータウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議する。

(5) 積算内訳書の事前確認

発注者は、入札書受付締切日時後に積算内訳書を確認するものとする。事前に印刷出力した積算内訳書は、内容が対外的に漏えいすることがないように、開札時間まで厳重に保管する。

5 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時以降、速やかに電子入札システムの開札処理で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立会人の選任及び立会いを省略することができる。

(2) 紙入札の取扱い

電子入札において第2項に規定する紙入札業者がいる場合には、当該紙入札業者の入札書記載金額及びくじ番号を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

(3) 再入札受付期間の設定基準

再入札は1回とし、原則として初回開札日の翌開庁日に執行するものとする。なお、再入札に参加できる者は、初回の入札に参加した者（無効又は失格となった者を除く。）とする。

再入札の方法は初回の入札に準じて行うものとするが、積算内訳書の添付を求めないものとする。

(4) 開札が著しく遅延する場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、発注者は必要に応じ、入札参加者に電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

(5) 入札書提出後の辞退

電子入札の入札書は、その提出後において、撤回、訂正等はできないものとする。ただし、入札参加者が入札書等の提出後に入札を辞退する場合は、受付締切日時までに書面により入札辞退届を契約担当課に提出することにより、これを認める。また、入札書の提出後、入札参加者の参加資格が喪失した場合（指名停止措置、会社の倒産等）は、当該入札書は無効とする。

(6) くじになった場合の取扱い

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あった場合、電子入札システムにより当該同価格の入札について電子くじを行って落札者を決定するものとする。

(7) 低入札価格調査になった場合の取扱い

発注者は、調査基準価格を設定した入札において、最低価格入札者のした入札が当該調査基準価格を下回る場合には、必要に応じて保留通知書にて通知を行い、落札者の決定後、落札者決定通知書を発行する。

(8) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

入札参加者から天災等により電子入札ができない旨の申告があった場合は、発注者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

原則として複数の入札参加者が次の各号に該当する障害等により入札に参加できず、かつ、復旧が入札書受付締切予定時間に間に合わないと判断される場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の延長を行うことができるものとする（電子入札から紙入札への変更を認める基準については、第2項第1号参照。）。

ア 天災

イ 停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他時間延長が妥当であると認められる障害（ICカードの紛失又は破損、端末の不具合その他入札参加者の責による障害を除く。）

変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合は、発注者は入札参加者に仮の日時を入力した日時変更通知書を送信し、又は電話等により連絡する。なお、正式な開札日時が決定した場合には、再度日時変更通知書を送信し、又は電話等により連絡する。

(9) 発注者側の障害による開札時間等の変更

発注者側に障害が発生し、障害復旧の見込みがある場合には、発注者は入札書受付締切時間及び開札予定時間の延長を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合、発注者は入札参加者に仮の日時を入力した日時変更通知書を送信し、又は電話等により連絡する。なお、正式な開札日時が決定した場合には、再度日時変更通知書を送信し、又は電話等により連絡する。

(10) 開札を中止する場合の取扱い

発注者は開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封せずに電子入札システムに開札中止の登録をする。

(11) 入札書未送信者の取扱い

入札書受付締切時間を経過しても入札書が電子入札システムに入力されたことが確認できない入札参加者については、入札を棄権したものとみなす。

6 入札情報の公表

電子入札案件に係る入札公告、入札結果の公表、その他入札手続に必要な事項の公表は、原則として入札情報サービスにより行うものとする。

7 入札参加者の I C カードの取扱い

(1) 電子入札を利用することができる I C カードの基準

電子入札を利用することができる I C カードは、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）の名義の I C カードに限る。

(2) 経常建設共同企業体における I C カードの取扱い

電子入札を利用することができる I C カードは、単体企業用とは別に経常建設共同企業体用として用意した代表構成員の代表者名義の I C カードとする。

(3) 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱い

電子入札を利用することができる I C カードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）の代表構成員の代表者又は受任者名義の I C カードとする。また、特定 J V の代表構成員は、入札書の提出に当たり、特定 J V の構成員の代表者又は受任者から代表構成員の代表者又は受任者に対する入札・見積に関する権限についての委任状を発注者に提出しなければならない。

(4) I C カード不正使用等の取扱い

入札参加者の I C カード不正使用等が判明した場合、発注者は当該入札参加者の指名取消等、当該入札への参加を認めないことができる。また、落札後に不正使用等が判明した場合、発注者は契約締結前であれば、契約締結を行わないことができ、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができる。

<不正使用等の例示>

ア 他人の I C カードを使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合

ウ 同一案件に対し、複数の I C カードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式

年 月 日

紙入札方式参加届出書

魚津市長

宛

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式により参加したく届け出ます。

記

- 1 入札番号
- 2 案件名
- 3 電子入札システムを利用しての参加ができない理由